

平成30年度 認知症介護実践リーダー研修 実施要領

1. 趣旨

認知症介護技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護にかかる知識をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者（リーダー）を養成します。

2. 実施主体および実施機関

実施主体：滋賀県

実施機関：社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（以下、事務局）

3. 研修対象者

下記の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員および看護職員であって、認知症介護の実務経験が概ね5年以上あり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、「認知症介護実践者研修（含旧基礎課程）」修了後、1年以上経過している、次の(1)または(2)の者を対象とします。

(1) 義務づけ研修対象者

指定認知症対応型共同生活介護事業所で短期利用共同生活介護の指定を受けようとする事業所において、本研修修了者がいない場合、受講が義務づけられています。

(2) 自己研鑽のための受講希望者

(1)以外の受講を希望する者。

※本研修の受講対象となる介護保険施設・事業所等

- | | |
|---|-----------------|
| ①介護老人福祉施設 | ②介護老人保健施設 |
| ③介護療養型医療施設 | ④通所介護事業所 |
| ⑤通所リハビリテーション事業所 | ⑥訪問介護事業所 |
| ⑦訪問看護事業所 | ⑧特定施設入居者生活介護事業所 |
| ⑨短期入所生活介護事業所 | |
| ⑩地域密着型サービス事業所（認知症高齢者グループホーム事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービス事業所、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所）、通所介護事業所 | |

4. 研修定員

60名（定員を超える場合は、各施設・事業所1名でお願いする場合があります。）

5. 研修日程等

日 程	申し込み期限（事務局必着）
平成30年7月10日（火）～平成30年11月19日（月）	平成30年5月21日（月）

上記期間中に、自施設職場実習4週間を含みます。

※ 詳細は、別添「平成30年度 研修プログラム」を参照してください。

6. 受講申込方法

所属する職員の研修受講を希望する施設・事業所は、「受講申込書（別紙様式1）」および「受講者の実践者研修（旧基礎課程）修了証の写し」を下記の提出先に送付してください。

なお、FAXでの申し込みは受け付けません。

【提出先】

(1) 義務づけ研修対象者

→ 各市町担当課 へ提出してください。

※ 市町担当課で取りまとめていただき、市町の推薦書（別紙様式2）を添えて申し込み期限までに事務局まで送付してください。

(2) 自己研鑽のための受講希望者

→ 事務局 へ直接送付してください。（申し込み期限を厳守してください。）

8. 受講者の決定

受講の可否にかかわらず通知します。

定員を超えて応募があった場合は、「義務づけ研修」対象者を優先するとともに、申込書に記載された介護実務経験や施設・事業所における職務等を勘案して選考します。

(1) 義務づけ研修対象者

→ 各市町長および各施設・事業所の長に通知します。

(2) 自己研鑽のための受講希望者

→ 各施設・事業所の長に通知します。

9. 事前課題（レポート）の提出

受講決定後、下記のテーマについてのレポートを 平成30年6月20日（水） までに事務局あて提出してください。

<テーマ>

① 「自施設・事業所の人材育成の現状について」 ・ 「人材育成について実践しているなかでの困りごとについて」

② 「自施設・事業所の認知症ケアの課題について」

上記のテーマについて、① ② 各 400 字以上で記述してください。

10. 受講料等

(1) 受講料 34,780円

受講決定後、指定する期日までに振り込みにてお支払いください。

※受講決定後に受講料を納付された後は、受講者都合による返金はいたしませんのでご了承ください。

(2) その他 教材費（テキスト本等）が必要な場合は実費負担とします。

11. 修了証書の交付

全日程・全課目を修了した者に修了証書を交付します。

（遅刻・早退・欠席の場合はレポートや補講等の対象となり、修了証書を交付できない場合があります。）

12. その他

(1) 受講決定後、参加できなくなった場合は、事務局あて早急に連絡をしてください。

(2) 受講態度の良くない方は、退室していただく場合または修了を認めない場合があります。

(3) 昼食は各自でご用意ください。

何らかの警報が発令された場合や、県から事業の自粛勧告が出された場合、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、下記のホームページの「緊急のお知らせ」をご確認いただくか、お電話にて開催の有無をご確認いただいたうえ、会場へお越しいただきますようご協力をお願いいたします。ホームページアドレス（滋賀県社会福祉協議会）<http://www.shigashakyo.jp/>
福祉研修センター TEL：077-567-3927

13. 研修会場

県立長寿社会福祉センター（草津市笠山七丁目8番138号）

※ 研修会場へは、公共交通機関でお越しください。最寄り駅は瀬田駅です。

【交通案内】 JR瀬田駅からバスで約15分 「長寿社会福祉センター」下車

■ 帝産バス：③番のりば 滋賀医大行き（レストタウン・長寿社会経由）

8：00発 8：30発

※ 「龍谷大学行き」のバスは、県立長寿社会福祉センターには停車しません。
ご注意ください。

※ バスの時刻は、ダイヤ改正等により変更される場合がありますので、お確かめの
うえご利用ください。



問い合わせ・申込み先（事務局）

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
福祉研修センター 徳田・檜山

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

滋賀県社会福祉協議会ホームページ <http://www.shigashakyo.jp/>